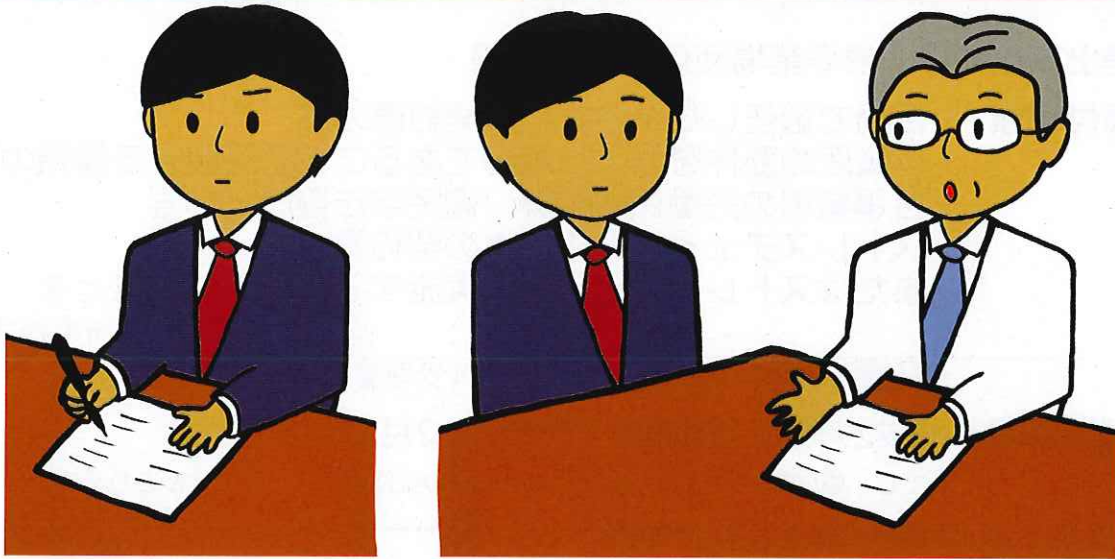


# 「ストレスチェック」実施促進のための 助成金のご案内



従業員数50人未満の事業場で、医師・保健師などによるストレスチェック※を実施し、医師によるストレスチェック後の面接指導など※を実施した場合、事業主は以下のように費用の助成を受けることができます。

助成金を受けるためには、地域を同じくする、他の従業員数50人未満の事業場と合同で、ストレスチェック後の面接指導を実施する医師を、産業医として、選任する必要があります。

※「ストレスチェック」と「面接指導の実施」は、労働安全衛生法第66条の10第1項から第6項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」などのことをいいます。

## ＜助成対象・助成額＞

ストレスチェック後の面接指導を実施する産業医を選任し、

1. ストレスチェック（年1回）を行った場合、  
1 労働者につき**500円**を上限として、その実費額を支給
2. ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合、  
1 事業場あたり産業医1回の活動につき**21,500円**を上限として、  
その実費額を支給（支給対象とする産業医の活動は1事業場につき年3回を限度とする）

▶この助成金の届出と申請について、

詳しくは独立行政法人 労働者健康福祉機構または産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

問い合わせ先：独立行政法人労働者健康福祉機構  
産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課  
電話番号 044-556-9866

全国の産業保健総合支援センター一覧

<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

独立行政法人 労働者健康福祉機構

## <本助成金ご利用の流れ>

### ① 団体登録の届出（独立行政法人 労働者健康福祉機構へ）

**提出書類：**小規模事業場団体登録届出書

**添付書類**

- ・ 合同で選任した産業医との契約書の写
- ・ 産業医の要件を備えた医師であることを証明する書類の写
- ・ 各事業場の労働保険概算・確定申告書などの写
- ・ ストレスチェック実施者との契約書の写  
またはストレスチェックを実施する予定であることを証明する書類（所定様式）
- ・ 各事業場あての返信用封筒（受理書返信用）

**届出期間：**平成27年度分は6月1日から12月10日まで

ただし、届出期間中でも、助成金支給申請の受付を終了することがあります。



② ストレスチェックの実施について、  
産業医からの助言、労使での審議、労働者への説明・情報提供



③ ストレスチェックを実施、労働者へ結果の通知



④ ストレスチェックに係る産業医による面接指導などの実施

<助成金申請が認められる産業医活動の例>

- ・ ストレスチェックの実施について助言すること
- ・ ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること
- ・ ストレスチェックの結果について、集団分析を行うこと
- ・ 面接指導の結果について、事業主に意見陳述すること など



### ⑤ 助成金支給申請（独立行政法人 労働者健康福祉機構へ）

**提出書類：**助成金支給申請書（ストレスチェック実施者と産業医の確認が必要）

**添付書類：**ストレスチェック実施者と産業医への費用の支払いを証明する書類

**申請期間：**平成27年度は6月15日から1月末日まで

ただし、申請期間中でも、助成金支給申請の受付を終了することがあります。

▶ 各種様式は、独立行政法人 労働者健康福祉機構のホームページからダウンロードできます。  
(<http://www.rofuku.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1005/Default.aspx>)  
(平成27年4月)